

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。
- (2) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、撤去又は廃棄に係る具体的な計画が策定され、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。

2 大気質

水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が今後規制されることから、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。

3 土壌、地下水

新施設の建設予定地がごみ処理施設の跡地であることを踏まえ、土壌及び地下水質の状況を適切に把握できる調査計画を策定すること。

4 動物、植物、生態系

事業計画の策定に当たっては、緩衝緑地帯の保全に努めるとともに、必要に応じて専門家の指導や助言を得た上で、地域の植生や生態系ネットワークの形成に配慮した生物の生息生育空間とするよう努めること。

5 廃棄物等

焼却灰については、資源としての有効利用を積極的に検討すること。

6 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。